

千曲市立学校評議員設置要綱を廃止する告示について

教育総務課

千曲市立学校評議員設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

条例、規則等制定提案理由書

| | |
|---|--|
| 条例、規則等の名称 | 千曲市立学校評議員設置要綱 |
| 制定区分 (該当字句を ○で囲む) | 新 規 一部改正 廃止 |
| 制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称) | |
| <p><u>提案理由</u></p> <p>各学校に設置してある学校評議員は、「置くことができる。」という任意であるため、2年任期の任期が切れる平成31年3月31日に併せて、今回、廃止としたい。</p> <p>なお、学校評議員に代わり、「学校運営等に対し、評価を行うもの」につきましては、千曲市立学校管理規則の「学校評価」を一部改正し、自己評価を踏まえた当該学校の関係者による評価となるようにした。</p> | |